

「(仮称)米原風力発電事業 計画段階環境配慮書」縦覧のお知らせ

問 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎58-2230 FAX 58-1630

環境影響評価法に基づき、以下のとおり縦覧します。

事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久

事業の名称 (仮称)米原風力発電事業

種 類 風力発電所(陸上)

出 力 約23800キロワット
(単機定格出力2000~3400キロワット級×最大7基)

縦覧期限 12月15日(金)まで
8時30分~17時15分(土・日曜日除く)

縦覧場所 市役所各庁舎

電子縦覧 <http://www.jre.co.jp/>

意見書の提出 12月15日(金)までに、氏名、住所、環境保全
の見地からの意見を明記の上、意見書箱に
投函または下記へ郵送(消印有効)。
※意見書および意見書箱は縦覧場所に設置

意見書送付先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

水道の凍結防止対策を忘れずに！

問 市 上下水道課(近江庁舎) ☎52-6923 FAX 52-4858

気温が氷点下になると、水道管内の水が凍ることによって破裂し漏水する可能性が非常に高くなります。凍結による事故を防ぐために、保温材などを使って各家庭、施設での凍結防止対策をしっかりと行いましょう。

特に注意が必要なもの

- ・屋外でむき出しになっている水道管や蛇口
- ・北向きの所にある水道
- ・風あたりの強い所にある水道
- ・普段使用していない蛇口

対 策

水道管や蛇口等に古タオルや布きれなどを巻き付けてください。

長く留守にするときは、
メーターボックス内の
止水栓を閉めてください。
漏水を防ぐことができます。



12月4日~10日は「人権週間」

みんなで築こう 人権の世紀
~考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心~

人権週間は、家庭や職場、学校で、家族や友達、みんなと人権を考える一週間です。差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作るためには、私たち一人ひとりが人権を正しく理解し、尊重する意識を持つことが大切です。

日々の生活の中で、人権問題について悩みがあるときは、お近くの人権擁護委員にご相談ください。

人権擁護委員のみなさん(12月現在・50音順・敬称略)

あか い 義照 ☎52-0226	やま さき こ 山崎 まさ子 ☎58-1097
きた むら きの ☎52-1960	やま だ でつ よ 山田 哲代 ☎55-2325
す ど ひろ し 須戸 博司 ☎52-2081	やま もと じゅん こ 山本 純子 ☎57-0263
たに むら とし ひろ 谷村 敏博 ☎55-0564	よし だ かね じ 吉田 兼次 ☎54-1511
ほそ の いく こ 細野 郁子 ☎54-2256	よし だ まち こ 吉田 待子 ☎54-2691
ま ぶち しん ざぶ ろう 馬淵 新三郎 ☎55-1295	

問 市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX 52-4539
長浜人権擁護委員協議会(大津地方法務局長浜支局内)
☎62-0565 FAX 62-0595



市政言



「米原市自治基本条例」をご存じですか。

条例には、市民のみなさんが、自主および自立の理念のもと、いつまでもこのまちに安心して住み、働き、学び続けることができるように、市のまちづくりを進めていく上で基本的な事項を定めており、市民はまちづくりの主役として、参加、参画および協働によるまちづくりを担うことができるとしています。

10月31日、この条例に基づいた市のまちづくりの取組内容を検証していただいている第5期米原市自治基本条例推進委員会から「市民のまちづくり活動活性化には、まちづくりに関する情報が集まる拠点機能が必要である」との提案書をいただきました。

小さい自治体であるからこそ新しい地方自治のあり方について、当事者である市民のみなさんとともに考え、米原らしいまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

米原市長 平尾道雄

償却資産の申告期限は平成30年1月31日(水)です

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

償却資産とは

工場や商店、事務所などの経営者が、事業のために所有している機械や工具、備品などの資産(自動車税・軽自動車税が課税される車両は対象外)をいい、固定資産税が課されます。

申告の義務

償却資産を所有している人は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告する義務があります。

対象となる償却資産は、平成30年1月1日現在、市内に所在する事業用資産です。申告に必要な書類を12月中旬に送付しますので、必要事項を記入し**平成30年1月31日(水)までに**税務課へ提出してください。

新たに申告が必要となる人で、申告書をお持ちでない場合は税務課へご連絡ください。

償却資産の例

資産の種類		課税の対象となる資産
構築物	構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンスなど
	建物 付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備など特定の資産または業務の用に供されるもの
機械および装置		金属加工機械、土木機械、医療用機械、その他部品の製造・加工・修理に使用する機械など
車両および運搬具		大型特殊自動車、構内運搬車など
工具・器具および備品		切削工具、陳列ケース、娯楽用器具、事務用備品(パソコン)など

手続き・届け出は今年うちに！

土地や家屋(住宅や物置、車庫など)の固定資産には、毎年1月1日を基準日として固定資産税が課税されます。以下の場合、年内に手続きや届け出がないと、翌年度も課税されますのでご注意ください。

土地・家屋の所有者が変わったら・・・

固定資産税は登記簿上の所有者に課税されます。売買や相続により所有者が変更になった場合は、必ず登記の変更手続きを行ってください。手続きは大津地方法務局長浜支局(☎0749-62-0565)で行えます。

※登記が変更されていないと、実際の所有者が変わっていても前の所有者に課税されます。



家屋を取り壊したら・・・

年内に「家屋異動申告書」の提出が必要です。提出いただくと、平成30年度からは取り壊された家屋の固定資産税は課税されません。

該当する場合は税務課または各庁舎窓口へお越しください(要印鑑)。申告書は、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



事業主のみなさんへ 従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730
県 総務部 税政課 ☎077-528-3213

「特別徴収制度」とは、給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市民税・県民税)を徴収(引き去り)し、納入する制度です。

地方税法や市の条例により、**給与を支払う事業者は原則として全て特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収すること**になっています。なお、従業員が常時10人未満の事業者は、申請により通常12回の納期を2回とすることができます。

特別徴収の手続きなど、詳しくは税務課へお問い合わせください。

特別徴収のメリット

従業員は・・・

- ・毎月給与から引き去られるため、納め忘れがありません。
- ・納税のために、納期ごとに金融機関等へ出向く必要がありません。
- ・納期が普通徴収(納付書、口座振替による納付)の4回に比べ、特別徴収は12回であることから、1回当たりの負担が少なく済みます。

事業者は・・・

- ・市が税額の計算を行うため、所得税と違い税額計算や年末調整は不要です。



市民の力で出会いの場づくり！ 赤い糸をつなぐ3つの支援制度

問 市子育て支援課(山東庁舎) ☎55-8104 FAX 55-4040

市では出産、育児などの支援サービスの充実を図りながら、そのきっかけとなる「出会い」に焦点を当てた「赤い糸発見プロジェクト」に取り組んでいます。次の3つの制度をぜひ活用ください。

※支給対象や補助対象には条件があります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。



同窓会応援プロジェクト



21歳から40歳までの市内で開催する出会いの同窓会に
最大**3万円**をプレゼント！



友人紹介応援制度



知り合いの結婚をお世話したご夫婦へ
最大**3万円**をプレゼント！



婚活支援事業補助金



市内で開催される婚活イベントに**補助金**を交付！

自転車用バイクラック等の 購入費の一部を補助します

市では、自転車観光客の受け入れ体制整備として、以下の設備の購入に要する経費の一部を補助します。

対象設備 自転車用バイクラック、フロアポンプ、自転車専用工具※規格は市公式ウェブサイトをご覧ください。

補助金額 対象設備購入価格の2分の1(限度額2万円)

対象回数 1事業者につき1回

対象事業者 市内に所在する事業所、自治会、特定非営利活動法人およびその他活動団体等で、次の全てを満たす事業者

- ・市内で対象設備を継続的に設置できる事業者
- ・観光客に対して、対象設備を無償で貸し出しできる事業者
- ・対象設備全てを購入する事業者

申請方法 申請書に以下の①～③を添えて、下記へ持参または郵送。

①位置図 ②見積書の写し

③対象設備の規格などを確認できる書類

※申請書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ・申請先

市 商工観光課(伊吹庁舎) ☎521-0392 春照490-1
☎58-2227 FAX 58-1197

事業主のみなさんへ

地方税の申告はeLTAXをご利用ください！

問 一般社団法人 地方税電子化協議会 ☎0570-081459

eLTAX(エルタックス)は、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。国税庁と市区町村にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

詳しくはウェブサイト(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

※利用時間は8時30分～24時

(土・日・祝日、年末年始12月29日～1月3日は除く)

手続きは
自宅や
オフィスから

複数の市区町村へ
まとめて
一度に送信

サービスの
利用は無料！



エルタックス
eLTAX

イメージキャラクター
エルレンジャー

平成30年度 放課後児童クラブ 運営事業の受託者を募集します

問 市子育て支援課(山東庁舎) ☎55-8104 FAX 55-4040

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、授業の終了後や学校の休業期間に開設する放課後児童クラブの運営に当たっていただく受託者を募集します。

**対象児童
クラブ**

山東児童クラブ(志賀谷1907)

委託期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

応募期間

12月4日(月)～28日(木)

審査

1月上旬(申込書類、プレゼンテーション、審査委員会のヒアリングにより選定)

応募方法

公募要領を確認の上、申込書類に必要事項を記入し、子育て支援課へ持参。

※公募要領や申込書は12月4日(月)から子育て支援課で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

